

東京都の財政分析と都政 転換に向けた提言

醍醐聰

自由法曹団サマーセミナー
2011年8月26日

東京都の会計区分

一般会計
特別会計
法適用
・特別区財政調整会計
・都営住宅等事業会計ほか15
法非適用(多摩ニュータウン事業会計ほか3)
公営企業会計(12兆4,525億円)
・病院会計・中央卸売市場会計・水道事業会計
ほか11
監理団体(33)(7,411億円)
地方独立行政法人会計(2)(1,481億円)

普通会計
(23兆3,423億円)

一般会計の歳入構成(2009年度)

	地方税	(法人関係二税)	地方交付税	地方債	合計
東京都	66.3	(20.1)	0	7.6	100.0
地方財政計画	39.6	(4.5)	20.6	16.4	100.0

普通会計の財政状況(2009年度) (括弧内は2008年度)

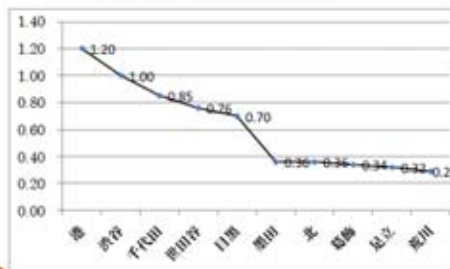
	東京都	都道府県平均
財政力指数	1.34(1.41)	0.52(0.52)
経常収支比率	96.0(84.1)	95.9(93.9)
実質公債費負担率	3.1(5.5)	13.0(12.8)
将来負担比率	77.0(63.8)	229.2(219.3)

普通会計の資産構成(単位:千億円)

2006年度 → 2009年度の変化

- * インフラ資産(道路、河川等)
13.4兆円 → 13.9兆円
 - * 行政資産(福祉施設、病院、学校等)
7.9兆円 → 7.9兆円
 - * 基金積立金
1.9兆円 → 3.3兆円
- (参考) 人件費/総コスト比率
33.2% → 29.4%

23区の財政力指数の格差 ~2006-2008の平均~



都区財政調整交付金制度(1)

- * 1952年の地方自治法改正時に創設
- * 都と23区の間で大都市事務の分担区分に応じて財源を垂直的に配分する仕組み
(現在は都45%、23区55%)
- * 23区間の財政力のバラツキに応じて財源を配分し、財政力の水平的調整を行う仕組み

都区財政調整交付金制度(2)

- * 交付金の原資は、通常は市町村が収納する市町村民税法人分、固定資産税、特別土地保有税(調整三税)
- * 財源不足に応じて普通交付金を各区に配分
基準財政需要 - 基準財政収入 = 財源不足額
23区への配分総額(2009年度: 8,635億円)
× 0.95 → 普通交付金
× 0.05 → 特別交付金: 被災区等へ
財政力指数が1を超える区には不交付

4つの区の歳入構成の比較

	地方税	区財調 交付金	国庫 支出金	都 支出金	その他
港区	53.6	7.0	8.6	3.1	27.7
渋谷区	55.6	6.3	9.5	3.1	25.5
足立区	18.7	44.0	19.3	4.5	13.5
荒川区	17.4	47.6	13.5	4.6	16.9

歳入構成の比較

	地方税	区財調 交付金	地方 交付税	都支 出金	地方債	合計
23区	30.0	30.6	—	4.3	1.9	100.0
市部	53.1	—	1.5	10.5	4.6	100.0
町村	23.1	—	19.4	28.0	5.5	100.0
島 しょ	10.5	—	28.0	31.7	7.4	100.0

新しい都財政への提言(1)

- ①大型開発プロジェクト優先・基金ため込み型
財政から、福祉・環境優先・基金の有効活用
型財政へ
* 立ち遅れた福祉施設整備等への投資
- ②都区財政調整制度の見直し
* 当面は都が行う大都市事務を切り出し、
残余の事務に見合う財源を区へ配分する。
* 中長期的には、財政調整制度から区への
税源移譲

新しい都財政への提言(2)

- ③市部・町村・島しょ部の財政力格差の是正
* 当面は市町村総合交付金の改善
質的な面：地域主権にかなった配分基準
量的な面：増額。特にストック面で財政力
の弱い市町村・島しょ部への増額
* 中長期的には、財政調整制度への切り替え

新しい都財政への提言(3)

- ④都民に開かれた予算の編成と執行過程の監視
- ⑤不用額の原因分析を通じて有限の財源を都民本
位に有効活用
* 用地取得助成を含めた施設整備費
- ⑥公営企業会計の多額の内部留保の活用
* 値下げ
* 新規の利益を一般会計へ繰入
* 未処分利益剰余金を一般会計へ繰入

